

## ○公舎の修繕に関する事務取扱要綱について

制 定 昭和36年 6 月 3 日 通達第 1 号  
改 正 昭和36年 7 月 20 日 通達第 2 号  
昭和38年 3 月 30 日 通達第 1 号  
昭和42年 6 月 9 日 通達第 3 号  
平成20年 4 月 1 日 通達第 2 号

本企業団公舎の修繕に関する事務取扱については当分の間、別紙取扱要綱によつて処理されることに決定されたので通知する。

なお、貴職所属職員中の公舎居住者に対して、予算節減に努めている折から、今後一層善良なる管理者の注意をもつて居住するように指示されたい。

### (別 紙)

#### 公舎の修繕に関する事務取扱要綱

#### (目的)

**第 1 条** この要綱は、阪神水道企業団（以下「企業団」という。）の所有する公舎の円滑なる維持管理を行うため、公舎の修繕に関して必要な事項を定めることを目的とする。

一部改正〔昭和38年通達第 1 号、昭和42年通達第 3 号、平成20年通達第 2 号〕

#### (居住者の費用負担)

**第 2 条** 公舎の居住者は、次に掲げる修繕に要する費用を負担しなければならない。

- (1) ガラスのはめ替え、障子の張替え、その他家屋の構造上重要でない部分の修繕、ただし、畳床の取替え、畳表の取替え及び襖の張替えを除く。
- (2) 電気設備、水道設備その他の附帯設備の点滅器、電球、給水栓その他構造上重要でない部分の修繕

#### (企業団の費用負担)

**第 3 条** 企業団は、次に掲げる修繕に要する費用を負担するものとする。

- (1) 家屋の壁、基礎、土台、柱、はり、塀、屋根、階段その他構造上重要な部分の修繕
- (2) 天災、地変その他居住者の責に帰することができない理由により、損傷した場合の修繕
- (3) 居住者の変更した場合において、企業長が認定した修繕
- (4) 前号までに掲げる修繕のほか、第 2 条各号に掲げる以外のものの修繕

一部改正〔昭和38年通達第 1 号、昭和42年通達第 3 号、平成20年通達第 2 号〕

#### (企業団の行う修繕)

見出一部改正〔平成20年通達第 2 号〕

**第4条** 企業団の行う公舎の修繕は、畳床の取替えについては15年を経過した後、畳表の取替え及び襖の張替えについては5年を経過した後、その他の修繕についてはその必要が生じたときにそれぞれ損傷又は緩急の程度に応じ、予算の範囲内で行うものとする。ただし、居住者が費用を負担して修繕を行う場合は、企業長に届け出て、居住者の希望するときに、修繕を行うことができる。

一部改正〔昭和38年通達第1号、昭和42年通達第3号、平成20年通達第2号〕

(破損、腐朽又は亡失の調査)

**第5条** 総務部総務課長は、阪神水道企業団公舎規程（昭和44年9月訓令第4号）第11条の規定による報告を受けた場合は、遅滞なくその事実を調査し、修繕に関する意見を付して企業長の決裁を得たのち、技術部施設管理課長に通知しなければならない。

一部改正〔平成20年通達第2号〕

2 技術部施設管理課長は、前項の通知を受けた場合には、修繕を必要とするものについては、所要の手續をとらなければならない。

一部改正〔昭和36年通達第2号、昭和38年通達第1号、昭和42年通達第3号、平成20年通達第2号〕

#### 附 則

- 1 この要綱は、昭和36年4月1日から適用する。
- 2 阪神上水道市町村組合公舎修理内規（昭和28年5月）を廃止する。

**附 則**（平成20年4月1日通達第2号）抄

(実施期日)

- 1 この通達は、平成20年4月1日から実施する。